

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第46号

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）</u>であつて、<u>市長が適当と認めるものを第1項第3</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと<u>できる</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第17条 （略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)から(3)まで （略）

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内

（食事の提供の特例）

第17条 （略）

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)から(3)まで （略）

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、

容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第25条に規定する家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3)及び(4) (略)

（連携施設に関する特例）

第46条 (略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第25条に規定する家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3)及び(4) (略)

（連携施設に関する特例）

第46条 (略)

附 則

<p>1 及び 2 (略)</p> <p>(連携施設に係る経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>1 及び 2 (略)</p> <p>(連携施設に係る経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>5 年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>4 及び 5 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)